

令和8年度兵庫県農業・農村施策に関する意見

～ 食料の安定供給と農村の持続的振興に向けて ～

令和7年11月

兵庫県農業会議

はじめに

農業・農村を取り巻く国内外の社会経済情勢は、かつてないほどの複雑性と不確実性を呈しています。

国際的には、地球規模の気候変動の影響が続く中、経済のグローバル化や新興国の台頭、アメリカのトランプ関税などにより世界の経済社会が不安定化しています。国内でも、人口減少や高齢化、人手不足、自然災害への備え、地域創生の停滞などが依然として課題となっています。

こうした中、令和6年に四半世紀ぶりとなる「食料・農業・農村基本法」が改正され、本年4月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。初動5年間は農業構造転換を進める重要な期間とされ、関連施策が集中的に展開されようとしています。

市町村の「地域計画」も実行段階に入り、農地利用の最適化や担い手の育成に重要性が増しています。

また、昨今は米の需要の変化や供給の不安定化により、米をめぐる情勢が不安定になっています。農業経営を支えるためには安定した価格と生産量の確保が求められ、そのための政策対応が必要とされています。

兵庫県においては、大規模経営体や集落営農に加え、小規模ながら持続的に営まれる農業経営体や自給的農家が農業と農村社会を支えています。こうした多様な担い手の参画と協働による持続可能な農業構造の確立をめざし、「ひょうご農林水産ビジョン2035」の議論も本格化しています。

農業・農村は、県民に安全で多様な食料を提供する基盤であるとともに、県土保全や自然環境の保護、景観形成など多面的機能を発揮し、豊かで安心できる県民生活に不可欠であることが改めて認識されています。

本意見書は、これまで農業委員会や関係団体との意見交換を踏まえ、農地利用の最適化と農業・農村施策に関する意見を取りまとめたものです。ここに、農業委員会等に関する法律に基づき提案いたしますので、令和8年度施策への反映をお願いします。

農地利用の最適化に関する事項

- I 地域計画の実行
- II 多様な担い手の確保・育成
- III 農業委員会の体制強化

農業・農村施策に関する事項

- I 食料安全保障の確立に向けた施策の推進
- II 農業生産・経営・技術に対する支援強化
- III 農村の持続的発展
- IV 都市農業の振興

農地利用の最適化に関する事項

I 地域計画の実行

1 市町・農業委員会への支援

地域の現状と課題を踏まえた農業・農村の将来のビジョンとなる地域計画が県内約1,800地区で策定された。策定にあたっては農業者や関係団体、地域住民との話し合いや意見が反映されている。

この地域計画を確実に実行するためには、市町・農業委員会などの関係機関が相互に連携して取り組む必要があり、県においても地域の実情に即した適切な支援を行うこと。

2 地域活動への支援

地域計画の実現には、認定農業者等の基幹的な担い手だけでなく自給的農家や地域住民の参画と協働のもと、地域全体で取り組むことが必要である。

このため、農業・農村における地域ぐるみの活動の重要性についての理解醸成や、多様な活動に対する支援を強化すること。

とりわけ女性や次世代を担う若手が意欲的に取り組めるよう促し、世代間の理解と協力を後押しすること。

3 農地中間管理事業の充実

農地中間管理機構は、地域計画域内において中間管理事業を重点的に行うものとされている。令和7年度以降、これまで市町が定めてきた農用地利用集積計画をもって設定してきた利用権は機構が定める農用利用集積等促進計画に一本化されており、機構の業務量が大幅に増加している。

農地利用の最適化を推進するためには、これまで以上に機構が担う業務を円滑に進めることができが求められ、以下の対策等を講じるとともに、予算確保や制度改正について国に強く要請すること。

(1) 農地中間管理機構の体制強化

農地中間管理機構への県派遣職員の増員など、業務量の増加に対応した執行体制の強化を図ること。

(2) 市町等への支援の充実

農地中間管理機構が業務を委託している市町や、関係業務を担う農業委員会が円滑かつ安定的に業務を推進できるよう、予算の確保をはじめとする市町等への支援について国に要請すること。

(3) 事業予算の確保

職員の増員や給与改定に対応した人件費、増加する借受農地の保全管理費などに対応できる十分な予算措置を国に要請するとともに、県においても予算を確保すること。

(4) 事業実施に伴うリスクへの対応措置

取扱件数の増加に伴う未収金の発生等に対応する保証制度や、農地の受け手の倒産などにより突発的に生じる保全管理やビニールハウスなど残置支障物の撤去等に柔軟に対応できる予算制度を創設すること。

4 農地転用における地域計画変更の運用改善

地域計画内の農地転用について、現在の事前に計画変更を求める運用は現場の事務負担が大きい。

このため、地域計画の達成に支障がないと市町や関係機関が認めた場合には、計画変更を転用後に行えるよう手続きの運用改善を国に要請すること。

5 遊休農地の利用促進

遊休農地を農地として利用する希望がある担い手に対しては、農地として利活用に必要な草刈りや耕起などの費用への助成の拡充、遊休農地活用奨励金の創設などの支援を強化すること。

あわせて、さらなる遊休農地化を防ぐため、山際などの条件不利農地の保全・活用について地域の実情に応じた支援を推進すること。

6 所有者不明農地への対策の推進

所有者不明農地の発生防止や活用に向けた取組を推進するため、市町農業委員会に対する予算の充実、共有者の探索等に係る事務の負担を軽減すること。

なお、都道府県農業会議が実施する所有者不明農地対策事業により、支援地域内の関連農地の有効活用が図られているが、補助金の使途が限定されており、今後の取り組みがより効果的に推進されるよう制度の改善を国に要請すること。

II 多様な担い手の確保・育成

ひょうご農林水産ビジョン 2030 が目指す「基幹産業として持続的に発展する農（林水産）業」の実現に向けては、中核的な担い手の確保・育成が重要である。

また、小規模であっても持続可能な農家の育成や農業に関心のある地域外からの参入者など、地域の農業を支える多様な人材の確保が必要である。

このため、以下の取組を推進すること。

1 新規就農者の確保

（1）就農促進に向けた関係機関との連携体制の構築

就農相談会の開催回数を増やすとともに、就農促進に向けた活動を積極的に展開すること。さらに高校生や大学生の就農促進に向けて、教育機関や農業関係団体との情報共有やインターンシップの拡充など、市町、JAなどの関係機関との連携による取り組みを強化すること。

（2）就農支援センターの体制整備等

農業経営基盤強化促進法の改正を踏まえ、新規就農者の確保に向け、農外からの新規参入者や定年帰農者、農業参入を検討する企業等の相談・サポート窓口である県及び地域の就農支援センターと市町などの関係機関との連携を強化すること。

また、就農支援センターが円滑に業務運営できるよう、必要な人員・事業予算等を確保すること。

(3) 農業者組織の普及啓発活動への支援

様々な農業者組織が行う農業を始める人への支援、イベントでの県産農産物の普及啓発、さらには農大生や農業高校生をはじめとする学生に農業の魅力を伝える活動は、次世代の農業者を育てるうえで欠かせない取り組みであり、これらの活動に対する支援を強化すること。

(4) 新規就農者の定着支援

新規就農は農業に係る初期投資だけでなく地域に居住した場合は生活に係る経費も必要なことから、新規就農者を地域に誘導する担い手定着応援プランの取組に経営開始資金や雇用就農資金、経営発展支援事業等の支援策を連動・優先採択するなど、定着への支援を行うこと。

(5) 土地利用型農業への参入促進

土地利用型農業は、相当規模の農地が必要なことや高額な機械への初期投資がネックとなり親元就農以外での新規参入が難しい。このため、参入の入り口として就農希望者を雇用する土地利用型経営体への支援を強化すること。

(6) 女性農業者の活躍促進

農業・農村の持続的発展に向けては、女性が本県の基幹的農業従事者の3割を占めているものの、経営の中核的な役割を担う者や認定農業者は依然として少なく、農業・農村の持続的発展に必要な女性の知識や能力が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。

このため、女性農業者の確保をはじめ、農業経営への参画や家族経営協定の締結、女性リーダーの育成と各種機関等での登用を積極的に進めるなど、農業・農村の様々な場面における女性の能力が発揮できる機会をさらに拡大するための取り組みを支援すること。

(7) 経営継承の仕組みの構築

畜産や果樹など地域資源品目の担い手が高齢化や後継者不足により廃業すると地域農業に及ぼす影響は非常に大きい。一方でこれら品目は就農時の初期投資が大きいというえに、経営が軌道に乗るまでに相当の期間を要することから新規就農者が少ない。

このことから、これらの品目を次世代に引き継ぐ第三者継承を含む経営継承の仕組みを構築すること。

(8) 農業後継者育成に係る新たな基金の造成

昭和 61 年度に設立された農業後継者育成基金については、10 億円の積立金の運用益を財源に農業後継者への支援施策を実施してきたが、低金利となった平成 30 年度からは積立金を取り崩して事業を実施しており、令和 6 年度末現在の残高は約 4 億 9 千万円と、このままでは近い将来、基金が枯渇することが見込まれている。

一方、農業振興・農村活性化のためには、多様な農業後継者の育成は依然として最重要課題であり、国の補助事業等の支援策を補完し長期的かつ安定的に事業が継続できる柔軟な施策が必要と考えられる。

このため、県が主体となって市町・JAとともに基金の再造造成又は同等の制度の創設を検討すること。

(9) 農業後継者経営発展事業の継続への支援

農業後継者育成基金を活用して実施している農業後継者経営発展事業は、申請から採択までの期間が短く機動的に活用できること、また小規模な機械や施設も助成対象となることから、意欲ある若手農業者から多くの要望が寄せられ、後継者の育成に関して効果的に活用されている。

本事業の継続的な実施に向け、必要な支援を講じること。

2 認定農業者の経営対策

(1) 経営能力向上

販売促進や労務管理など認定農業者の経営管理の合理化、経営改善を図るため、専門的コンサルタントやアドバイザーによる直接指導やひょうご農業MBA塾などの経営能力に応じたカリキュラムの充実など、ソフト面からの支援を強化すること。

特に、ひょうご農業MBA塾については、兵庫県農業の中核を担う者を多く輩出するなど研修効果が高い。開始(H22年度)から15年が経過していることもあり、現在の研修内容の見直しと修了生を対象とした学び直しや経営計画の更新等について支援をこれまで以上に強化すること。

(2) 農業施設・機械の整備等の支援

農業経営の多様化、経営安定に必要な農業施設貸与事業や農業経営スマート化促進事業の補助対象者及び対象となる施設・機械を拡充するとともに、補助上限額と予算の増額を図ること。

また、個人の認定農業者に対する農業機械整備の補助制度が少なく、農家は高額な機械購入が困難で規模拡大できず、経営縮小を検討する事例も多いことから農業機械整備補助金の創設を検討すること。

(3) 先進技術導入の促進

高品質生産や低コスト管理等の先進技術の導入を加速するため、最新の事例を習得できる研修や体験会などの機会を増やすこと。

(4) 収入保険制度等の充実

緊急事態の備えとして収入保険制度を推進し、その前提となる複式簿記・青色申告の推進や保険料負担の軽減を図ること。また、事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

3 集落営農組織への支援

(1) 法人化による経営確立と多様な人材の参画推進

集落営農組織は本県農業にとって重要な役割を担っている。このため、兼業農家や女性、高齢者など多様な担い手の農業への参加を促すインセンティブや就業条件の整備を推進するため法人化への支援を強化すること。

(2) 集落営農組織の体制の維持、強化

構成員の高齢化により集落営農組織の維持が難しくなっていることから、組織統合などにより運営体制の維持、強化を図るとともに、土地利用型農業を目指す担い手や農業への参入を考える企業への継承など地域農業を継続するための方策について検討すること。

4 多様な担い手や労働力の確保

(1) 情報発信の強化

農業参入に関心のある田舎暮らし希望者や企業、ボランティアなどを対象に、地域の農業・農村情報や支援体制施策などの情報の発信を強化すること。

(2) 農業関係人口の増加推進

半農半Xや田舎暮らしなど、農業に関心を持つ人々が増加している。こうした人々が地域農業や農村の活性化に一層参画できるよう総合的な支援策を講じ、農業に関わる人口の拡大を図ること。

(3) 地域社会・農業を支える小規模・家族経営農業者への支援

地域社会・農業の維持には、主業経営体だけではなく小規模・家族経営農業者など多様な担い手が共に持続・発展できるよう、中古農機や修繕を含む農業機械の導入支援、農業施設貸与事業の拡充など、新たな支援制度の創設、現状施策の規模要件の緩和等を図ること。

(4) 補完的な労働力確保

人材登録制度、経営品目や農繁期が異なる産地間での人材リレー制度の創設等により、補完的な労働力確保の体制を整えること。

(5) 外国人材の就農・生活環境の整備

外国人材と国内農業法人等との円滑なマッチングを図るとともに、外国人材のキャリア形成の促進や、安心して安全に暮らせる生活環境の確保・改善を進めるなど、農業分野における総合的な就農・生活環境の整備の推進について、国等に提案すること。

(6) 農福連携の推進

農業分野での障害者等の生きがいの創出や社会参画をさらに進めるため、障害等の程度や内容に応じた農作業への従事が可能となるよう、農業者と福祉事業所等とのきめ細かなマッチングなど、農福連携に対する支援の充実・強化を図ること。

III 農業委員会の体制強化

1 農業委員会交付金等の予算増額

農業委員会交付金は永らく据え置かれていることから、地域計画等の新たな関係業務の増加を踏まえ、人員確保などのための増額を市町とともに国に強く要望すること。

平成27年度には、農業委員会に係る地方交付税措置が拡充されたところであります、市町にその理解について普及をすること。

また、農業委員会サポートシステムについても整備費の補助拡充を国に強く要望し、農業委員会ネットワーク機構補助金等の予算の充実を図ること。

2 農地利用最適化交付金の運用改善

農地利用最適化交付金は、農地の集積・集約化などに一定の成果を挙げてきただが、現場活動の記録や活動実績の評価方法、事務手続きが煩雑で現場の負担となっている。

このため、負担軽減や評価方法の見直しなど制度運用の改善を国に要請すること。

3 農業委員会制度に係る事務軽減

農地・農業委員会事務が度々変更され、その度に農業委員会の事務が複雑化し事務量が増加している。事務の簡素化、軽減について国に強く要請すること。

特に、農業委員会は農地中間管理機構が借り受けを断った遊休農地についても毎年度、所有者に利用意向を確認しているが、農地中間管理機構による農地のマッチング機能が廃止となり、意向確認の意義がなくなっていることから、再度の意向確認は不要とすることを国に要請すること。

4 女性委員の登用促進・定着の支援強化

女性委員の研修会への参加は、他の委員とのネットワーク形成や情報共有の場となることで活動への自信や意欲を高め、女性委員としての定着や推薦・登用の促進にも寄与している。

しかしながら現行の機構集積支援事業では予算が限られており、女性委員に係る会議の開催経費や出張旅費を十分に確保できない市町もあるため、これらの支援を強化すること。

5 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置については、地域の実情に応じた農業委員会の活動・運営が円滑に行えるよう、農業委員会において委員の人数や割合を弾力的に決定できる制度とする等、運用の柔軟性を確保するための見直しを国に要請すること。

農業・農村施策に関する事項

I 食料安全保障の確立に向けた施策の推進

1 改正基本法、基本計画を実現する施策の推進

令和6年に改正された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保が新たに基本理念として位置付けられた。国民の生命と健康を守るために、食料の自国生産強化や安定供給の確立を積極的に推進するとともに、新たな基本計画の下で初動5か年間に農業の構造転換を集中的に進めるため、通常予算とは別枠の予算を確保するよう国に要望すること。国の措置が十分でない場合は、県において独自施策を検討すること。

また、国の予算措置の状況や内容を的確に把握し、県農業・農村施策の推進に必要な措置を求ること。

2 農業・農村に関する理解醸成

食料安全保障の実現には、国民の農業・農村の重要性に対する理解と協力が不可欠である。兵庫県では、阪神淡路大震災を契機に、幅広い県民が参画する「おいしいごはんを食べよう県民運動」が実施されている。

この活動の新たな展開を通じて、地産地消の推進や農業・農村における体験・交流活動の充実を図る多様な施策を実施するとともに、県民運動に参加する各団体が行う農産物直売所の活性化支援、小中学校での食農教育、朝食を通じた学生への食の意識向上など、全国のモデルとなるような取り組みを積極的に展開すること。

3 米政策の新たな展開

いわゆる令和の米騒動を通じて、国際情勢が不安定な中であっても、主食である米については、生産者が持続的に経営できること、消費者が安全で安心できる米を安定的に供給できることが強く求められた。

については、これまでの政策を検証・評価し、食料安全保障、農業の持続的発展、農村振興等の観点から、米の生産・流通・保管・輸出入等のあり方を、短期、中期、長期で総合的に検討し、必要な措置を講じるよう国に要請すること。

あわせて、県においても、県の実情や国等の政策動向を十分踏まえ、独自の施策を講じること。

4 適正な価格形成の仕組みの確立

持続可能な農業経営を進めるには、農産物の価格が農業者の生産コストを適切に反映することが不可欠である。昨年来の米価の急激な変動は、農業経営の安定を脅かす要因ともなる。

そのため、農業者が自らの生産コストを把握・見える化する取り組みを支援し、価格形成の安定化や市場動向に対応した経営改善策を推進すること。

5 産官学連携の強化

農業・農村の魅力発信や新商品・新規事業の開発を進めるため、農業者と商工業関係団体などとの連携を一層強化する施策を充実させること。

あわせて、企業や大学、研究機関など多様な分野との連携をさらに推進し、斬新なアイデアや技術の導入を促進すること。

II 農業生産・経営・技術に対する支援強化

1 水田農業の持続的発展

兵庫県では都市近郊の立地を生かし施設園芸や果樹・野菜の生産が進む一方で、耕地の約9割が水田であることから、食料安全保障や農地維持の観点で水稻を中心とした水田農業の役割は依然大きい。

このため、地域の実情に応じた交付金制度（水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金）の運用について国に要請すること。

また、ヒノヒカリやコシヒカリに代わる高温耐性品種の開発・普及、米粉加工品の開発、学校給食等での消費拡大、日本酒需要の増進など、水田農業の持続可能性を高める施策を推進すること。

2 基盤整備事業の推進

食料の安定供給や農業の持続的発展には、担い手への農地集積・集約化とともに効率的に営農できる生産基盤の加速度的な整備が不可欠である。県民局単位でモデル地区を設定して担い手が目指す営農を早期に実現し、その効果を波及拡大させること。

また、スマート農業に対応する農地の大区画化や水路のパイプライン化、老朽施設の改修などに必要な予算を確保すること。

あわせて、技術系職員の待遇改善等により、増大する業務を円滑に実施できるよう人員体制の強化を図ること。

さらに、中山間地域や条件不利な狭小農地、小規模農家の営農継続に向けた簡易な基盤整備の支援についても検討すること。

3 有機農業をはじめとする環境創造型農業の推進

有機農業など環境創造型農業において、安定的な生産方式の確立や普及を図るとともに、地域計画を通じた農地のゾーニングや団地化など、生産拡大に向けた取り組みを支援すること。

また、有機農産物の消費拡大や生産コストの価格への適正反映に向け、消費者や食品事業者の理解醸成を進めるとともに、県産有機農産物を学校給食に取り入れる施策や財政的支援を積極的に推進すること。

4 スマート農業技術の普及と支援

経営の多角化と生産性の向上を図るために、トラクターの自動走行やドローンによる防除など、実証済み・実用化済みのスマート農業技術を早期に普及させること。

あわせて、ICTを活用した給排水の自動化やドローン発着場など、スマート化を促進する事業の制度整備や予算確保に努め、計画的に推進すること。

さらに、各種機械器具の操作研修の機会を増やし、共同購入等に対する支援の拡充に加え導入後の維持管理についても財政的支援を検討すること。

5 普及指導員による技術指導の強化

普及指導員は地域の農業者と直接接し、農業技術の指導や経営相談、情報提供など幅広い活動を通じて地域の営農を支えている。

このため、必要な人員や事業予算を確保し、普及指導員による技術指導の体制強化を図ること。

6 G A P の推進

本県におけるG A P（農業生産工程管理）の手法活用や認証取得の機運を高めるため、農業者への支援や手続きの効率化、活動に取り組む農業者の有利販売や価格転嫁に資する広報・販売促進の取り組みを推進すること。

7 耕畜連携の推進と畜産の振興

持続可能な循環型農畜産業の実現に向け、堆肥利用の促進や飼料作物生産の拡大など、耕畜連携を一層進めること。

あわせて、飼料価格高騰への対応策を抜本的に充実・強化するとともに、引き続き国に対して支援策の強化を要請すること。

8 P F A S 汚染への対策強化

環境汚染物質であるP F A S（有機フッ素化合物）が健康に与える影響への懸念が高まっている。

引き続き県民に対してP F A Sに関する正確な情報を提供するとともに、国の動向を注視し、適切な対応を図ること。

9 鳥インフルエンザの発生・蔓延防止

本年も高病原性鳥インフルエンザの発生が懸念されており、経営再開までの負担を含め発生養鶏農家への打撃は甚大で、県民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。加えて、発生農場の防疫活動を担う自治体の負担も大きい。

このため、発生防止対策と蔓延防止にむけ、県・市町及び関係団体との連携を強化すること。

III 農村の持続的発展

1 日本型直接支払制度の拡充

国土保全や水源かん養、自然環境保全など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮には、地域の共同活動や営農活動への支援が不可欠である。

このため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の予算確保や農業者が活用しやすい制度への改正、集落等の活動組織の作業を効率化し負担軽減を図るための徹底した事務手続きの簡素化等の運用改善について、国に要請すること。

2 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による農業被害に対し、県森林動物研究センターの防止・捕獲技術に関する研究をさらに充実を図り、防護柵の設置・修繕・更新に関する助成制度や、野生動物共生林によるバッファーゾーンの整備など、地域単位での被害防止対策を強化すること。

また、狩猟者の確保・育成による捕獲体制の強化、捕獲鳥獣の広域処分施設の計画的整備、ジビエ等での有効活用促進も推進すること。

さらには、熊による農業被害や農村生活の安全性が懸念され、農作業を含め日々の生活にも影響していることから、被害防止対策を強化すること。

3 多様な農地利用の推進

営農条件が厳しい山際などの農地は、野生鳥獣被害の発生防止や住環境の確保の観点から、地域の状況を踏まえた多様な農地利用を計画的に進めることが求められる。

このため、県・国においては、地域の実情に応じた維持管理の取り組みが一層進むよう支援すること。

4 農村の防災・減災対策の強化

県民共有の財産であるため池などの農業水利施設については、大規模自然災害に備えた改修等の防災事業を着実に進めるとともに、ため池の事前放流、水田貯留による洪水抑制や災害リスクの周知など、ハード・ソフト両面での防災・減災対策を一層推進し、これら施設の維持・保全に対する公的支援の拡充を図ること。

また、被災後の迅速な復旧に加え、施設の強靭化や受益面積の小さいため池の統廃合など、地域の実情に応じた整備を行える制度の創設も検討すること。

IV 都市農業の振興

都市近郊地域の営農継続と農地の維持・保全に向け、当該地域における農業後継者の確保・育成を図るとともに、用排水等の簡易な基盤整備や都市住民との交流活動の実施など、それぞれの地域に応じた多様な取り組みを支援すること。

また、生産緑地指定に伴う固定資産税減収分については、国が75%を普通交付税で補てんしているが、生産緑地制度の一層の導入促進のため、全額を補てんするよう国に要請すること。

